

令和 7 年 10 月 1 日
産学官・社会連携担当理事裁定
令和 8 年 3 月 25 日改正

信州大学学術コンサルティング約款

(約款の性質)

第1条 この約款(以下「本約款」という。)は、国立大学法人信州大学(以下「本学」という。)が、本学に対して学術コンサルティングの実施を委託する企業等(以下「委託者」という。)に対して提供する学術コンサルティングに適用する。ただし、本学と委託者との間で、別に契約書による契約を締結した場合はこの限りでない。

(定義)

第2条 本約款において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

1 「学術コンサルティング」とは、本学が雇用する教員、事務職員及び技術職員(以下「教職員等」という。)が、その教育、研究及び技術上の専門的知識に基づく指導又は助言を行い、もって本学の産学官連携に資するものをいう。

2 「学術コンサルタント」とは、学術コンサルティングを実施する本学の教職員等をいう。

3 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

三 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

四 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的又は学術的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)

(題目、目的及び内容等)

第3条 学術コンサルティングの題目、目的及び内容、実施期間、実施形態、学術コンサルタント、実施場所、学術コンサルティング料は申込書兼受諾書に記載のとおりとする。

(学術コンサルティングの実施)

第4条 本学は、前条の申込書兼受諾書に基づき、委託者に対して学術コンサルティングを実施するものとする。

(管理)

第5条 本学及び委託者は、学術コンサルティングの実施にあたっては、双方協力して、次の各号を含む記録を作成し、双方で保管するものとする。

- 一 日時
- 二 参加者
- 三 内容
- 四 その他必要な事項

(知的財産権、所有権の取扱い)

第6条 本学及び委託者は、学術コンサルティングによる知的財産権は原則発生しないことを確認する。なお、知的財産権が生じた場合は、その帰属、取扱い、出願等に要する費用等について、別途協議の上、決定するものとする。

2 学術コンサルティング料により取得した機器及び設備その他の物品の所有権は、本学に帰属するものとする。

(共同研究契約等への移行)

第7条 本学及び委託者は、学術コンサルティングの過程で研究開発が必要であると本学及び委託者が合意した場合には、速やかに共同研究契約その他適切な契約を締結するものとする。

(学術コンサルティング料の納付)

第8条 委託者は、申込書兼受諾書に記載する学術コンサルティング料を、本学の発行する請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。なお、支払手数料は委託者の負担とする。

2 委託者は、所定の支払期限までに前項の学術コンサルティング料を支払わないときは、別に定める信州大学債権管理事務取扱細則(平成16年国立大学法人信州大学細則第19号)に基づき、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じた延滞金を支払わなければならない。

3 本学は、委託者から支払われた学術コンサルティング料を原則として返還しない。

4 学術コンサルティング料のうち、指導料およびマッチング経費は、学術コンサルタントが蓄積した学術的・専門的知見、技能、マネジメント等の価値を含んだ人件費に相当するものであって、当該学術コンサルタントの処遇改善(手当)や研究環境の整備等に使用するための「知的貢献費」として扱う。

(学術コンサルティングの中止又は変更)

第9条 委託者は、委託者の都合により学術コンサルティングを一方的に中止することはできない。

2 本学及び委託者は、やむを得ない事由があるときは、相手方と協議の上、学術コンサルティングを中止し、又は変更することができる。

3 本学は、学術コンサルタントの退職又は他機関への移動により、学術コンサルティングの実施継続が困難となったときは、委託者と協議の上、学術コンサルティングを中止することができる。

(秘密の保持)

第10条 本学及び委託者は、学術コンサルティングの実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受けた情報であって、開示又は提供の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭での開示に際し秘密である旨明示され、口頭開示後 14 日以内に書面で相手方に通知されたもの(以下「秘密情報」という。)について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 本学及び委託者は、相手方より開示を受けた秘密情報について、秘密情報を開示された者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該秘密情報を開示された者に対し負わせるものとする。

3 本学及び委託者は、秘密情報を学術コンサルティングの目的以外の用途に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

4 本条の規定は、本契約の終了後又は中止後から3年間有効とする。

(学術コンサルティングの成果の公表)

第11条 本学又は委託者は、学術コンサルティングの成果又は学術コンサルティングの過程で創製された技術情報・資料等を公表しようとするときは、本契約を遵守し、事前に相手方の書面等による同意を得なければならない。

2 前項の規定は、本契約の有効期間中及び本契約終了後1年間とし、当該期間を経過した後は、前項による手続きを要することなく研究成果を公表することができる。

3 委託者が宣伝、広告等において本学の名称、略称、マーク、標章等や教職員等の氏名を使用しようとする場合、又は当該学術コンサルティングの成果を公表しようとする場合は、本学に対して

事前に書面にて広告案を提出し、本学の承認を得なければならない。学術コンサルティングを中止した場合又は期間の中途における場合であっても同様とする。

(非保証)

第12条 本学は、学術コンサルティングの内容(本学が提供又は開示した情報を含む。)の正確性及び完全性、委託者の事業上の有用性、特定の目的に対する適合性並びに第三者の知的財産権その他のいかなる権利をも侵害しないことに関して、明示又は黙示を問わず、何ら表明及び保証を行わない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 本学及び委託者は、暴力団又はこれに類する反社会的団体(以下「反社会勢力」という。)との人的・資本関係が一切ないことを相互に表明し、保証する。

2 本学及び委託者は、反社会勢力との取引並びに反社会的な活動に一切関与しないことを相互に表明し、保証する。

3 本学及び委託者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、催告その他の手続きを要することなく、本契約を解除することができる。

(契約の解除)

第14条 本学及び委託者は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 30 日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(免責)

第15条 本学は、故意又は重過失による場合を除き、学術コンサルティングに関連して委託者に損害が生じたときも、その責任を負わないものとする。

(安全保障輸出管理等関連法令の遵守)

第16条 本学及び委託者は、輸出管理に関する法令その他学術コンサルティングの実施に関し適用されるすべての関連法令を遵守するものとする。

(契約の有効期間)

第17条 本契約の有効期間は、学術コンサルティング実施期間の満了日までとする。ただし、第7条に基づき、共同研究契約等へ移行した場合は、有効期間中であっても、当該契約の締結日をもって、本契約を終了する。

2 本契約の終了後も、第6条、第13条、第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、本学と委託者が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴えは、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

-以下余白-